

生活支援サービス契約書

サルビア園 八王子

利 用 者 様

サービス提供事業者 株式会社千雅商事

生活支援サービス契約書

サービス提供事業者 株式会社千雅商事（以甲」いう。）と入居者_____様（以下「乙」という。）は、サルビア園八王子（以下「本建物」という。）における、状況把握、生活相談サービス、その他乙が日常生活を営むために必要なサービス（以下「生活支援サービス」という。）の提供について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることが出来るよう、乙の希望に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）に記載します。

2 乙は、食事の提供サービスを、申し込みます／申し込みません（希望する方に○を付けて下さい。いずれにも○を付していない場合は食事提供サービスを申し込むものとします。）。

第3条（サービス提供の記録）

甲は、乙の希望により提供する生活支援サービス（随時サービス）については、サービス終了時に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。

2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。

3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

基本サービス料金は、月額金11,000円（税込）とし、入退居月や入院時、長期の外泊時などで1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を30日として日割計算した額とします。

2 食事の提供サービス料金の詳細は、重要事項説明書に記載した金額とします。

3 その他、乙の生活に必要と考えられるサービスについては、別途協議の上オプション料金を設定いたします。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払い）

第4条各項のサービス料金について、甲は請求書に明細を付してサービス利用月の翌月15日までに乙

に請求し、乙は甲に、ご請求月の 25 日までに口座振替又は月末までに現金振込の方法で支払うものとします。

2 第4条第2項の料金について、甲は請求書に明細を付してサービス利用月の翌月 15 日までに乙に請求し、乙は甲に、ご請求月の 25 日までに口座振替又は末日までに現金振込の方法で支払うものとします。

3 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条（有効期限）

本契約の有効期間は、本契約成立の日から 2 年間とします。但し、事由の如何を問わず、本建物における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

2 甲、又は乙は前項の期間満了の一ヶ月前までに相手方に対し書面による何らかの申し出をしないときは、当該期間満了の翌日より起算して更に 2 年間、本契約は更新されるものとし、以後この例によります。

第8条（サービス提供事業者からの契約解除）

乙の威圧的な行動及び暴言が、他の入居者や甲及びその従業者に精神的・身体的苦痛を与え、かつ乙に対する通常のサービス提供や介護サービスの方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、甲は次の手続きを行います。

- ① 一定の観察期間をおくこと。
- ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフの意見を聞くこと。
- ③ 契約解除の通告について 30 日以上の予告期間をおくこと。
- ④ 前号の通告に先立ち、乙の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を 2 か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することができます。

第9条（入居者からの中途解除）

乙は、甲に対して、30 日以上の予告期間をおいて契約解除届で通知することにより、本契約を解除することができます。

第10条（秘密保持）

甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要な都度、乙の意を得るものとします。

第 11 条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第 12 条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰するべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第 13 条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第 14 条（重要事項説明確認）

契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第 15 条（業務委託）

甲は本契約の履行にあたり、その業務の一部又は全部を甲の責任において委託することができます。

第 16 条（本契約に定めのない事項）

甲及び乙は、信頼誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上定めます。

第 17 条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本建物の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

サービス提供事業者 (甲) 住所 東京都世田谷区宮坂一丁目45番1号

氏名 株式会社千雅商事

代表者 代表取締役 住川 雅洋 印

入居者 (乙) 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

続柄 ()

身元引受人 住所

氏名 印

続柄 ()